

平成28年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めなかった事項)【実績】

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めなかった理由

- ア 軽易なもの
 イ 緊急に行わなければならないもの
 ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
 オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成28年安城市条例第31号)	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行に伴い、条例上平成28年4月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		市民税課
2	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成28年安城市条例第48号)	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第15号)の施行に伴い、条例上平成29年1月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		市民税課
3	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成29年安城市条例第10号)	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の施行に伴い、条例上平成29年4月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		市民税課
4	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成28年安城市条例第28号)	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行に伴い、条例上平成28年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、オ		資産税課
5	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成28年安城市条例第29号)	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行に伴い、条例上平成28年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、オ		資産税課
6	①	安城市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度における保険料率の特例を設ける。	ウ オ		高齢福祉課
7	②	安城市農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき定める計画で、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画等からなる。	ウ		農務課
8	②	生活排水対策推進計画	油ヶ淵の水環境を改善するため、下水道等の生活排水処理施設を整備し、目標年度の平成38年度までに汚濁発生量削減等の対策を実施する。	ウ		環境都市推進課